

交 通

交通機関の割引、自動車に関する助成・移動支援等

交通機関の割引 各会社によって取り扱いが異なるため、各会社にお問合せください。
問合せ先…各交通機関の会社

有料道路通行 〇 対 象…事前に割引申請の手続きが必要です。
料金の割引 身体障害者手帳を持ち、自ら車を運転する場合
身体障害者手帳を持った第1種身体障がい者又は市福祉事務所の証
明を押しした療育手帳を持ったA判定者を乗せて介護者が運転する場合
割 引…50%引き
申請に必要なもの…身体障害者手帳または療育手帳
自動車検査証(※) = 1. 障がい者1人につき1台です
2. 車種に制限があります
免許証(本人が運転する場合)
ETCをご利用の方は・ETCカード(原則本人名義)
・ETC車載器セットアップ申込書・証明書

(※) 令和5年1月4日より自動車検査証が電子化されたことに伴い、こちらの交付を受けた方は、「自動車検査証記録事項(令和5年1月から3年間は、電子車検証とともに交付されます。)」も併せて窓口で提示してください。「自動車検査証記録事項」をお持ちいただけない場合は、電子車検証のICタグに記録されている必要情報をスマートフォン等(車検証閲覧アプリ)で読み取った画面表示又は汎用紙等に印刷されたものの提示が必要となります。

問合せ先…有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233(受付:平日9時~17時)
申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口

タクシー料金の助成 〇 重度心身障がい者の人がタクシーを利用する場合、料金の一部(乗車券枚数:1枚500円 30枚(年間最大))を助成します。ただし、運転免許証の交付を受けている方は対象となりません。

対 象 者…身体障がい者=1級、2級
(2級の場合は下肢・体幹・運動移動障がい・視覚障がいのいずれかを含む)

知的障がい者=A1、A2

精神障がい者=1級、2級

申請に必要なもの…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
(毎年4月に新年度の「福祉タクシー乗車券」を交付します)

有効期限…毎年4月1日~翌年3月31日

利用方法…乗車1回につき、複数枚利用できます。ただし、乗車料金を上回る乗車券の使用はできません。外出支援サービスとの併用はできません。

申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口

自動車改造等の助成

○ 在宅の身体障がい者の自立と社会参加を図るため、自動車の改造や福祉車両の購入に必要な経費の一部を助成します。事前申請が必要です。所得制限があります。
助成限度額…上限10万円

・自ら運転する車のハンドルやアクセル等の改造

対象者	肢体・体幹障害２級以上の方 運転免許証に改造の要件が記載されている方
助成額	課税世帯は対象経費の 90% 非課税世帯は対象経費の 100%

・リフトやスロープの取り付け改造

対象者	下肢・体幹障害２級以上の方
助成額	対象経費の 50%

・福祉車両の購入

対象者	下肢・体幹障害２級以上の方
助成額	福祉車両の本体価格の 10%

申請内容によって条件や必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口

駐車禁止除外指定

問合せ先…越前警察署 ☎24-0110 FAX 23-1111

高齢運転者等専用駐車区間制度

問合せ先…越前警察署 ☎24-0110 FAX 23-1111

外出支援サービス
[特殊車両を使っての送迎サービス]

○ 居宅と障害者在宅福祉サービスを提供する場所、医療機関、公的機関等（県内に限る）との間を送迎するサービスです。利用限度回数は、世帯の所得により決まります。
対 象 者…移動全般に車イスが必要なため、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の方で、下肢や体幹等の移動機能障がいに関する３級以上の障がいがある方等

利用者負担…片道 ※福祉タクシーチケットはご利用できません。

市内 800円 丹南地区 1,200円

丹南地区以外 1,500円（福井県内に限る）

- 登録事業所…
- (有) あいぜん ☎21-1782
 - ラル・介護タクシー ☎090-7749-5738
 - 介護タクシーもも ☎42-5666
 - FAケアサポート(株) ☎090-2121-8496
 - すまいるケアサポート ☎080-9782-0738
 - あおやま介護企画 ☎0776-97-5366
 - 介護タクシー おかげさま ☎22-3534
 - スマイル介護タクシー ☎29-1858
 - (株)Coco plus & Co. ☎080-4257-4045

申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口

ハートフルパーキング

身体障がい者等用駐車場以外の出入口付近の駐車スペースをハートフルパーキングとし、障がいのある人、高齢の人、小さなお子さんを連れた人等が優先的に利用できる駐車スペースです。申請は必要ありません。

ハートフル専用パーキング
(身体障がい者等用駐車場)

公共施設やショッピングセンター等の身体障がい者等用駐車場を適正に利用していただくために、県内共通の利用証を交付し、利用できる人を明らかにすることで、本当に必要な人のための駐車スペースを確保するものです。申請が必要です。詳しくは問合せ先にご相談ください。

問合せ先…県障がい福祉課 ☎0776-20-0338

FAX 0776-20-0639

丹南健康福祉センター 武生福祉保健部

☎22-4135

FAX 22-5660

ハートフルパーキング、ハートフル専用パーキング、バリアフリー表示証（福井県交付）の施設については、福井県のホームページで確認できます。



このピンクの看板のある
駐車場が目印です。



この青色の看板のある
駐車場が目印です。